

島根原子力発電所に関する
地元関係者及び事業者との意見交換

原子力規制委員会

島根原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
議事録

1. 日時

令和6年7月20日（土） 13:00～:15:00

2. 場所

島根県原子力防災センター

3. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員長

伴 信彦 原子力規制委員会 委員

地元関係者

丸山 達也 島根県 知事

森本 敬史 島根県防災部長

上定 昭仁 松江市 市長

安部 俊一 松江市防災部長

飯塚 俊之 出雲市 市長

内藤 雅超 出雲市防災安全部長

石飛 厚志 雲南市 市長

景山 修二 雲南市防災部長

田中 武夫 安来市 市長

水口 晶郎 安来市総務部次長

平井 伸治 鳥取県 知事

水中 進一 鳥取県危機管理部長

伊木 隆司 米子市 市長

松本 清志 米子市防災安全監

伊達 憲太郎 境港市 市長

大道 幸祐 境港市防災監

中国電力株式会社

中川 賢剛 代表取締役社長執行役員
北野 立夫 代表取締役副社長執行役員 電源事業本部本部長
三村 秀行 常務執行役員 電源事業本部副本部長 電源事業本部島根原子力本部長
岩崎 晃 執行役員 島根原子力発電所長

事務局

竹内 淳 原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長
黒川 陽一郎 原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長
中桐 裕子 原子力規制庁長官官房総務課広報室長
中野 浩 原子力規制庁島根原子力規制事務所長

4. 議事録

○中野所長 それでは、定刻になりましたので、会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。これより原子力規制委員会、島根原子力発電所地元自治体、島根原子力発電所の地元関係者との意見交換を開始いたします。

私は、島根原子力規制事務所長の中野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、原子力規制委員会委員長と委員より挨拶をいたします。マイクの関係がございますので、着席のままで挨拶をさせていただきます。

それでは、山中委員長、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 原子力規制委員会、山中伸介でございます。

今日は、皆さん、お忙しい中、原子力規制委員会との意見交換の場を設けていただきまして、本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の流行もございまして、地元との意見交換の場も3年間途絶えておったわけでございますけれども、今年の7月より再開をいたしまして、委員長としては私、3回目の原子力発電所の地元自治体との意見交換でございます。

島根原子力発電所の地元の皆様とも、このように対話をさせていただくのは、原子力規制委員会としては初めてだと思います。本日は忌憚のない御意見、御質問を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。皆様から頂戴いたしました貴重な

御意見、アドバイス等は、今後の原子力規制に直接反映させてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

島根原子力発電所を訪問いたしますのは、今回で3度目になろうかと思えます。前回の2回目までは、審査の現地調査ですとか、新しい検査制度に向けて、検査官の訓練のために島根原子力発電所を訪問いたしました。

今回は、特に島根原子力発電所の安全対策等、視察するために、今日の午前中に視察をさせていただきました。大学の教員時代にも一度、島根原子力発電所を訪問しておりますので、4度目ということになろうかと思えます。改めて今回、島根原子力発電所を訪問することができて、本当にうれしく思っております。

本年1月1日に能登半島地震が起きました。地元の自治体の皆様、住民の皆様も大変御心配の向きがあろうかと思えます。今日はその点も含めまして、様々な御意見、御質問をいただければ思いますので、よろしく願いをいたします。できる限り私、分かりやすく御説明、お答えをさせていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますけど、私からの挨拶とさせていただきます。

○伴委員 原子力規制委員会委員の伴でございます。

本日は、このような機会を頂戴しましたことを改めて感謝申し上げます。

私自身について申し上げますと、規制委員会の委員になる前に、実は島根県の何箇所かを回って、放射線に関する講演をしたことがございます。また、島根県の原子力安全顧問も務めておりました。そして委員になって、5年前ですか、2019年に原子力総合防災訓練に先立って、オフサイトの状況をいろいろ見せていただいて、そのときには、PAZから実際の避難経路をバスで辿ったりもしましたし、また、鳥取県側の原子力災害拠点病院である鳥取大学の医学部附属病院にも訪問いたしました。そのことがありまして、昨日、空港に降り立ったときから、何か懐かしいものを感じています。一方で、たまにしか訪れない私たちには多分見えていない、あるいは気がついていない事柄がたくさんあるのだろうと思えます。

従いまして、今日は日頃皆さんが感じておられる問題意識、そういったものをぜひお聞かせいただいて、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○中野所長 ありがとうございます。

それでは、本日の出席者の方々を私のほうから御紹介させていただきます。

初めに、地元自治体の皆様です。まず、島根県、丸山達也知事。

島根県、森本敬史防災部長。

松江市、上定昭仁市長。

松江市、安部俊一防災部長。

出雲市、飯塚俊之市長。

出雲市、内藤雅超防災安全部長。

安来市、田中武夫市長。

安来市、水口晶郎総務部次長。

雲南市、石飛厚志市長。

雲南市、景山修二防災部長。

鳥取県に参ります。鳥取県、平井伸治知事。

鳥取県、水中進一危機管理部長。

米子市、伊木隆司市長。

米子市、松本清志防災安全監。

境港市、伊達憲太郎市長。

境港市、大道幸祐防災監。

続きまして、中国電力株式会社より、中川賢剛代表取締役社長執行役員。

北野立夫代表取締役副社長執行役員、電源事業本部本部長。

三村秀行常務執行役員、電源事業本部副本部長、電源事業本部島根原子力本部長。

岩崎晃執行役員、島根原子力発電所長。

以上の皆様です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の進め方ですが、本日午前中に山中委員長及び伴委員が島根原子力発電所の視察を行っております。まず最初に、それに関してコメントさせていただきまして、その後、地元自治体の皆様との意見交換を行います。会合全体の終了は15時ちょうどを予定しております。

それでは、まず、現場視察を踏まえたコメントから始めたいと思いますが、ここからは、山中委員長に進行していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○山中委員長 司会進行を務めさせていただきます山中でございます。

本日午前中、島根原子力発電所を視察することができました。前回までの2回につきましては、審査中ということもございまして、島根原子力発電所の安全対策工事、専らまだ

最中ということでした。本日は、その安全対策工事の現状をつぶさに視察することができまして、工事が非常に進んでいるというのを実感することができました。

特に、重要な施設であります津波に対する対策といたしまして、防波壁、これの全容を見ることができまして、非常に頑健な防波壁が構築されたというふうに感じております。

また、重大事故等の対策といたしまして、緊急時対策所、これは非常にしっかりとした建物でもございますし、また緊急時に対する対応がきちりと内部でできるような仕組みになっているということを現場で確認することができました。

また、重大時の対策の施設といたしましては、格納容器を守るための施設として、フィルタベント施設、また原子炉を冷却するための手段として、低圧代替注水施設、この二つを見ることができました。

そのほかにもいろんな工夫が現場でなされているということの概要を見ることができまして、工事がほぼ完成された状態であるということをお自身の目で確かめることができました。

以上がコメントでございますけれども、伴委員からも何かコメントがあれば、一言いただければと思います。

○伴委員 私は、島根原子力発電所を視察するのは7年ぶりということになりましたけれども、今、委員長から説明がありましたとおり工事が進んで、特に地すべり等を想定したアクセスルートの確保というのが二重にも三重にも行われている、そういったことが丁寧に行われているということがよく分かりました。

そして、実は視察の後のぶら下がり会見でも申し上げましたが、私が今日、一番印象を受けたのは、入構のときに私どものバスが着く前に、中川社長の車が到着しました。そうしたら、車を全部開けて、荷物を全て引っ張り出して、中川社長の荷物も全部開けて中のチェックをしていました。セキュリティチェックですけれども。やはり、そういった基本を徹底するということが大事だと思いますので、引き続きそこはお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○山中委員長 中国電力からも一言御発言いただければと思いますが。

○中川代表取締役社長（中国電力） ありがとうございます。中国電力の中川でございます。

それでは、私から、いただいたコメントを踏まえて発言させていただきたいと思います。

本日、山中委員長、伴委員ほか、原子力規制庁の皆様方に現在の島根2号機における安

全対策工事の進捗状況を御視察いただきました。工事が着実に進んでいることを現場で直接確認いただき、御理解を深めていただけたものではないかと考えております。

当社といたしましては、皆様に御安心いただけるよう、引き続き安全確保を第一に安全対策工事を進め、原子力規制委員会における使用前確認に適切に対応するとともに、様々な訓練を重ねるなど、島根2号機の再稼働に向けて一つ一つ準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、再稼働した先も安全最優先で運転をしていくことが何よりも大切だと思っておりますし、地域の皆様への丁寧で分かりやすい情報発信も引き続き努めてまいりますので、どうか、これからもよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、これから自治体の皆様との意見交換に移りたいと思います。なるべく皆様から御発言をいただきたいと思っておりますので、時間的な制約もございますので、最初に島根県知事、それから島根県内の市長、続きまして鳥取県知事、鳥取県内の市長に御発言をいただきたいと思っております。

早速ではございますけれども、まず島根県の丸山知事からお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○丸山知事（島根県） 本日は、公務大変お忙しい中、山中委員長、伴委員には、このような機会を設けていただいたことに、まずもって御礼を申し上げさせていただきます。

島根県に立地しております島根原発2号機は、このほど再稼働に向けました審査が全て終了したところでございますけれども、東日本大震災以降、現時点におきましては、再稼働の実績がない沸騰水型原子炉に該当いたしますし、また全国で唯一、県庁所在地に所在する原子力発電所という特徴がございます。

島根県といたしましては、中国電力様と結んでおります安全協定に基づきまして、自治体の立場から、この原子力発電所の状況をしっかり監視するとともに、万が一の原子力災害の発生時に備えまして、避難計画の実効性の向上に取り組んでいくことといたしております。

このような状況を踏まえまして、私からは意見、要望、質問ということで、4点申し上げます。

最初に、原子力発電所の安全確保を図るための最新の知見の反映についての意見を申し

上げさせていただきます。

1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、北陸電力の想定を超える長さの断層の連動があったということが指摘されております。規制委員会におかれては、この能登半島地震を受けて、他の原発立地地域においても考慮が必要な新たな知見があるかどうかについて、現在、分析・検討を進められているというふうに承知をいたしておりますけれども、この能登半島地震に限らず、常に最新の知見をもって規制基準を見直すなど、この原子力の安全規制を担われる第三者機関として、引き続き安全対策に万全を期していただきたいという意見が1点目でございます。

2点目が、厳格な検査・確認の実施についての意見でございます。2号機の再稼働に向けまして、現在、安全対策工事を進められているところでありますけれども、地元では、再稼働について非常に注目されております。中国電力には、必要となる工事、そして使用前の事業者としての検査を一定のスケジュールを置かれているのは承知いたしておりますけれども、そのスケジュールありきではなく、安全管理を徹底した上で進めてもらう必要がありますし、加えて、認可を受けた保安規定に基づいて教育や訓練などを適切に行い、安全な運転に必要な能力を備えてもらう必要がございます。

規制委員会におかれましては、島根原発のハード面、ソフト面の両面に対しまして、中国電力に必要な対応を確実に履行するように、使用前確認や原子力規制検査を厳格に行っていただきたいという意見でございます。

3点目が、これは質問になります。中国電力の原子力発電所を運転する事業者としての資質につきまして、規制委員会の認識・評価をお尋ねするものでございます。

中国電力においては、平成22年に保守管理の不備、また平成27年には、低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計の問題、そして令和2年には、サイトバンカ建物の巡視業務の未実施といった不適切事案が発生をいたしております。また、原子力規制庁から借用された非公開ガイドの誤廃棄については、規制委員会においても安全文化の劣化の兆候と捉えるべきとされ、安全文化の育成・維持に係る活動体制の見直しについて、保安規定の中で念入りに確認をされたというふうに伺っているところでございます。

こういった過去の不適切事案の発生の状況などを受けまして、地元においては、中国電力の原子力事業者としての資質を不安視する声があるのは事実でございまして、保安規定の審査の中で規制委員会として、中国電力の資質面をどのように確認し評価をされたのかについて、改めてお尋ねをしたいと考えております。

最後に、4点目でございます。屋内避難に関する、これは要望でございます。屋内避難の目的や有効性につきましては、島根県においても、パンフレットや新聞など様々な媒体によりまして、県民の皆さん向けの広報を実施しているところでございます。

一方で、能登半島の地震の発生を受けて本年3月に立ち上げられました規制委員会における原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームにおいては、事故の状況に応じて屋内退避を最も効果的に運用するためには、屋内退避の対象範囲、また実施期間はどうかということについて検討がなされているというふうに伺っております。その検討状況を踏まえて、規制委員会におかれては、必要となる対応を迅速・的確に取られるようお願いをするものであります。

私からは、以上4点でございます。よろしくお願いたします。

○山中委員長 重要な御質問、コメントを本当にありがとうございます。

島根原子力発電所の規制基準適合性審査につきましては、発電所の特徴も踏まえまして、慎重に行ってまいりました。特に、今後起こる可能性のある地震や津波に対するの対策についても、審査の中で慎重に確認をしてきているところでございます。

本年1月に生じた能登半島地震につきましては、断層の連動、あるいは地盤の非常に大きな隆起など見つかっているところでございます。国の機関、学会等で現在調査・分析が進められているところでございますけれども、現在のところ、規制に反映すべき新しい知見は発表されていないものと認識しております。現行の規制基準で適切な審査ができているものと確信をしております。

一方、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓の一つとして、安全の継続的改善がでございます。新しい技術的な知見が得られた場合には、規制基準の見直しを直ちに行って、既存の原子力施設にも適用する制度、いわゆるバックフィット制度というものを設けてございます。この取組は、既に地震、津波、あるいは火山の噴火等について実施をしてきているところでございます。

能登半島地震につきましても、新たな知見が得られましたら、この制度を適用して、すぐさま対応してまいりたいと考えております。この点については固くお約束をしたいと思います。

二つ目と三つ目のコメントでございます。いただきましたコメント、事業者が今、使用前検査を実施しております。ソフト面、ハード面、使用前事業者検査を原子力規制委員会がきっちりと使用前確認を行っていくというのが私どもの責務だと考えております。

新しい検査制度が4年前から実施されてきております。地元の検査官は、原子力発電所にいつでもどこでもアクセスできるフリーアクセス権を持っております。祝日であろうが夜中であろうが、いつでも原子力発電所に何らかの危惧があれば検査に入ることが出来ます。また、リスクに応じて事業者のパフォーマンスの劣化がないかどうか確かめるように、新しい検査制度では日々検査をしております。

事業者が現在行っている使用前事業者検査の最中ではございますけれども、その結果、あるいは内容について、しっかりと使用前確認を現場の検査官、あるいは本庁からの検査官に確認をしてもらう予定にしております。

三つ目のコメントでございます。中国電力、度々トラブルを起こしております。このように、度々トラブルが生じますと、住民の方々が不安に思われるのも当然のことだと思います。中国電力では、過去に不祥事を繰り返してきたということもございまして、最近発覚した令和3年の6月、ガイドの誤廃棄という、このような不祥事も生じさせたわけでございます。

島根原子力発電所2号炉の審査の中で、私ども、保安規定、これを審査いたしまして、このようなトラブルが二度と起こらないように、中国電力の組織体制、あるいは安全の維持の仕組みを確認してきたところでございます。今後、日々の点検の中で、現場の状況が維持・向上しているかについて確認してまいりたいと考えております。

日々の検査の中では、具体的に事業者の職員、あるいは協力会社の職員など、日々報告する現状報告が是正処置会議の中でどのように事業者の中で議論されているか、あるいは改善がなされているかということについて現場の検査官が確認し、その場で何か気になることがあれば指摘をする、あるいは本庁に連絡するという、そういう新しい検査制度になっておりますので、この点については、しっかりと今後も厳正に検査をしてまいりたいと考えております。

最後の御要望でございますけれども、屋内退避の検討についての御要望であったかと思っております。屋内退避の再検討につきましては、まさしく女川の原子力発電所の地元の自治体の皆様との意見交換の中で、自治体の皆様が問題視された、御指摘された点を考慮いたしまして、規制の改善ということで、我々、再検討を始めた次第でございます。

詳細な内容については、伴委員のほうからお答えいただければと思います。よろしくお願いたします。

○伴委員 屋内退避の件ですけれども、現在の原子力災害対策指針の中では、いわゆる全

面緊急事態になったときに、原子力発電所からおおよそ5km以内の住民の方には避難をしていただき、5km～30km圏内の住民の方には屋内退避をしていただくということになっていきますけれども、屋内退避というのは、性格上いつまでも続けられるわけではない。そう考えると、あまりにも屋内退避をお願いするタイミングが早過ぎると、肝腎なときに屋内退避を続けられなくなってしまうおそれがある、そういう問題がございます。

それから、プラント状態が安定したということが分かったときには、できるだけ屋内退避を早く解除する。そのことが住民の方はもとより、自治体の方々の負担も少なくすることにつながると思っていますので、そういう観点から現在検討を進めているところでございます。

一口に事故と言いましても、いろんなパターンがあり得ます。いろんなパターンがあり得る中で、原則はシンプルにしながら柔軟な対応を可能にするためにはどうしたらいいかと、ある意味、相矛盾するような課題ではあるのですが、しっかり検討のプロセス、そして検討の結果を関係自治体の方々と共有してまいりたいと思います。

○山中委員長 知事、いかがでございましょうか。

○丸山知事（島根県） 1点だけ、再度のお答えを求めるものではございませんので、コメントだけさせていただきたいと思います。

規制側とか資源エネルギー庁さんですとか、規制委員会または規制庁の皆さんからすると、再稼働するということが自体は既に初めてではないと思いますけれども、電力事業者として中国電力は初めてやられますし、島根原発2号機というのは、新規制基準の下で様々な安全対策が多重化され、多重化されているということは、オペレーションが難しく高度化している施設でありますので、前と同じものを扱う、再度再稼働するわけではないということでありまして、そういう意味で、初めて中国電力が新しい設備の下での島根原発2号機を再稼働するというこの局面において、引き続き使用前確認また規制検査は、そういう観点で厳格に行っていただきたいと思っておりますし、経営上のスケジュールというものが想定はされているかと思っておりますけれども、そういうものであるという前提で、事業者である中国電力にもスケジュールありきじゃない形での様々な対応をお願いしたいということで、こちらは要望でございますので、再度コメントを求めずに発言だけさせていただきます。

以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、松江市の上定市長にお願いをいたしたいと思っております。よろしく

お願いいたします。

○上定市長（松江市） ありがとうございます。松江市長の上定でございます。

本日、山中委員長、伴委員におかれましては、こうした機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

丸山知事の御発言と一部重なる部分がありますが、松江市として強く関心を持っている事項については、御理解いただきたいというふうに思っております。恐縮ながら、もともと用意していた意見、要望をさせていただきます。立地自治体として、松江市から三つの項目について質問、意見をさせていただきます。

まず一つ目ですが、能登半島地震に関連した内容でございます。島根原子力発電所に係る地震の審査に当たって、発電所周辺の海域、あと陸域での断層についても保守的に審査を行われた上で、能登半島地震と同程度の規模に当たる宍道断層による地震を基準地震動として、新規制基準に適合していると判断されたと説明を受けておりますが、この点について、原子力規制委員長として、その認識でよいかといった点について、まずはお聞きをいたします。

その上で、今回の能登半島地震の知見につきましては、現在、各専門機関が調査に当たられておまして、新たな知見があればバックフィット等の対応がなされると説明を受けておりますが、現段階において、直ちに島根原子力発電所の設置変更許可に影響が出る可能性があるかという点でございます。先ほど、新たな知見というのは、現時点では出てきていないというふうなお話もありましたので、この点においても理解をしたところでございます。

2点目につきましては、不適切事案の重要度と中国電力の資質についてでございます。島根原子力発電所では、先ほど丸山知事が発言されましたように、様々な不適切事案が発生していると認識しております。市民にとって不安や心配を惹起するものと懸念しているところでございますが、原子炉施設内で発生した事案に対して、原子力規制委員会がどのような考え方で検査指摘事項の重要度などを判断しているのかをまずお聞かせください。

その上で、改めて中国電力の保安規定を認可した原子力規制委員長として、中国電力の安全文化の改善状況と原子力事業者としての資質をどのように評価されているかを伺うものでございます。先ほど、今後の日々の検査の中で改善がなされているかというのを現場できめ細かく確認して厳正に審査されるというふうなお話もいただきましたので、その点、理解をしております。

3点目といたしまして、屋内退避についての、これは要望でございます。これも丸山知事からありましたところと重複いたしますが。

松江市が行っております避難計画に関する住民説明会などにおきまして、原子力発電所で事故が起これば、即時に避難すべしと考えていた方もおられます。屋内退避の有効性、あるいは避難開始までの時間の間隔が理解されにくいものと捉えているところでございます。先ほど伴委員にも触れていただきましたところでございますが、松江市内では、UPZ内に約8万7,000世帯19万人が居住しております。屋内退避の実施時には、必要物資の備蓄を呼びかけるなど対応を行う予定ですが、放射性物質放出前の屋内退避の指示が早過ぎたり、あるいは屋内退避が長引いた場合、物資の供給方法が課題と考えているところでございます。

今回の屋内退避運用検討チームでは、新規制基準に適合した原子力発電所において、現実的に想定される避難開始までの余裕期間や放射性物質の放出範囲、あるいは量、また屋内退避が長引く場合の対応などについて、住民に分かりやすく示すということを前提に検討を進めていただきたいと考えているところでございます。

松江市からの質問、意見は以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

最初の二つについて、まずお答えをさせていただきたいと思えます。

一つ目が能登半島地震を踏まえまして、島根原子力発電所2号炉の地震等の評価・審査がどのように行われたのか。あるいは、新たな知見をどういう風に反映していくのかという、そういう御質問、コメントだったと理解をしております。

まず、能登半島地震の様々な影響、断層の連動ですとか、あるいは非常に大きな隆起、4mを超える地盤の隆起などを目の当たりにいたしますと、住民の方々が御心配になるのはごもつともなことだと理解をいたします。特に、直接的な影響については、さきに述べました断層の連動でございます。

島根原子力発電所の2号炉の審査においては、宍道断層とその他の断層の連動については、慎重に審査を行ってまいりました。重力の分布ですとか、あるいは海上の音波探査、地形地盤の構造の類似性等々から判断をいたしまして、宍道断層については、39kmの長さを持っていると判断をして、基準地震動を設定してございます。

また、そのほかの断層との連動がないということについても、それら三つの詳細な分析を通じまして、判断をしたところでございます。

また、今回非常に注目をされた地盤の隆起でございますけれども、島根原子力発電所については、最大の隆起が約30cmという評価がなされております。ただ、想定外の隆起も生じる可能性はもちろんですので、これについては、全ての事業者、中国電力も含めて、想定外の隆起があった場合に、きちっと取水ができて、原子炉を止める、冷やす、閉じ込めるという機能が維持できるかどうか、机上並びに実訓練で確かめるように指示しているところでございます。

能登半島地震において、石川県にございます志賀原子力発電所については、安全確保の上で特段問題がなかったと理解しておりますけれども、新しい知見が発見された場合には、すぐさまバックフィット制度を用いて、全ての原子力施設について対応をしてもらうつもりにしておりますので、この点についてはお約束できるところかなと思っております。

過去の不祥事について、どのように検査結果を判定したのかというお尋ね、あるいはコメントだったかと思っておりますけれども。我々、いろんなトラブルが各発電所で生じます。この点について、新しい検査制度においては、そのトラブル、あるいはミスのリスクの程度に応じてレベルを判定しております。リスクが大きければ、当然重要な判定結果ということになるかと思っておりますけれども、島根原子力発電所の幾つかのトラブルについては、軽微なものであったと理解しておりますけれども。やはり、度々このようなトラブルが生じますと、電力会社への信頼、これが失われる、あるいは住民の方が心配されるというのはごもったもな事だと思っております。

本日も職員の振る舞い、あるいは安全に対する取組について、検査とは違う観点から、私自身の目で確かめてまいりました。協力会社の職員、あるいは中国電力の職員含めて、非常に規律正しく、我々に対しても、求めなければならないセキュリティの対応はしっかりと求めておられますし、声もしっかりと出て、これまで見られた中国電力の非常に静かな慎重な職員の気質とは少し変化が見られたなという印象を持っております。

今後も職員の訓練、あるいは教育を通じて、このような資質の向上を図ってまいりたいと中国電力にはお願いをしているところで、もちろん体制とか仕組み、あるいはマネジメントについては、保安規定の中で確認してきているところではございますけれども、日々の検査官の検査の中でも、しっかりとその点については確かめてまいりたいと思っております。

三つ目の御質問、コメントでございますけれども、屋内退避、あるいは避難に関する御質問だったかと思っております。屋内退避の有効性ですとか、予防的避難の有効性については、

これまでと何ら考えが変わるものではございませんけれども、やはり屋内退避の開始の時期ですとか期間については、自治体の様々な御意見を伺っておりますと、再構築、再検討する必要があると我々も考えております。

この点については、伴委員から少しコメントをしていただければと思います。

○伴委員 屋内退避に関する市長からの御要望、実に屋内退避の難しさをまとめていただいたと私、思いながら聞いていました。

実際に全面緊急事態になったとしても、すぐに放射性物質の大量放出が起きるわけではない。そこに一定の時間的余裕はある。もちろんそれが長い場合、短い場合はありますけれども。かといって判断を誤ると、対応が後手に回ってしまって悲惨な結果を招く可能性もある。

そういう中で、やはり住民の方々になぜ今その行動を取らなければいけないのかというところを一定程度御理解いただかないと、なかなかオペレーションがうまくいかないだろう、それは私たちもそう思っております。その点に関して、まだまだ決して十分なレベルに達していないと思っておりますので、屋内退避がどうあるべきかという検討を進めるとともに、住民の皆さんにどういう風にお伝えすればいいのか、どういうメッセージを投げかけるべきなのかということも併せて考えてまいりたいと思います。

○山中委員長 いかがでございますか。

○上定市長（松江市） ありがとうございます。御丁寧に回答していただいて、大変ありがたく思っております。

再稼働の前提というのが、当然、地域住民の安心・安全の確保にありますので。一方で、逆に言えば、不安や懸念というのを払拭、できる限りしていきたいというふうに思っております。原子力規制委員会の皆様にも、ぜひとも引き続き御尽力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

地元の皆様への御説明、分かりやすい説明については、地元の検査官等も尽力してくれるものと思っておりますし、必要とあれば私どもが出向いて、またこのような場を設けたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

引き続きまして、出雲市の飯塚市長さん、お願いをいたします。

○飯塚市長（出雲市） 本日は山中委員長、伴委員におかれましては、このような場を設けていただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、出雲市の今の状況について、まず御説明をさせていただきたいと思います。

本市は、松江市に隣接する人口約17万人の都市でありまして、島根原発のU P Z内に約12万人の市民が暮らしております。また、市の北部のほうは島根半島で構成されております。地震で大きな被害が発生した能登半島と地理的共通点があります。現在、7月9日からの大雨で、市内の一部地域において、不便が生じている箇所がございます。そのような共通点もあるということで、原発の安全性、重大事故への対処の実効性等には、U P Z内外を問わず、多くの市民が関心を寄せているところでございます。

そうしたことから、先ほどもありました意見と重複することはあろうかと思えますけれども、4点要望と質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、能登半島地震を踏まえた対応についてでありまして、震度7を観測した石川県志賀町の志賀原発では、変圧器の故障や外部電源の一部が使用できなくなるなどの事象が発生をいたしました。幸い大きな事故には至らず、原子力規制委員会においても、今回の事象が直接発電所の安全に影響を及ぼすものではないと認識があったと承知をしているところでございます。

一方、今回発生した事象に対する事業者の評価や設備故障の原因究明、また地震に対する研究者の考察等がまとめれば、それらを踏まえて議論・分析される機会もあるのではないかと考えておりますので、どうか、その影響をしっかりと検証していただき、他地域の原発にも影響し得る新たな知見が得られた場合は、適切に規制への反映等、お願いをしたいと思います。

また、屋内退避のことについては、私ども現場で住民の安全を守る立場にある者といいたしましても、この点は改めて申し上げたいと思います。先ほど御説明もございましたが、結果、プロセス等も開示されるということでございますので、その検討された結果をお知らせさせていただきたいと思うところでございます。

次に、中国電力の資質に対する評価等についてでございます。島根原発では、これまで不適切事案が繰り返し発生をしております。このため、市議会や市民の中には、中国電力に対し、原発を運転する事業者としての資質を問う声もございます。中国電力では、過去の不適切事案に対して、再発防止策を講じるとともに、社長直属の組織を設置されるなど原子力安全文化の育成・維持に努力しておられることも承知をしているところでございます。そうした事業者自らの取組はもとより、外部からの監視・監督も非常に重要であると考えております。

原子力規制委員会におかれましては、原発周辺地域住民の安全・安心につながるよう、中国電力と島根原発に対する監視の徹底と適切かつ厳格な指導をお願いいたします。

3点目につきましては、原発の安全対策に係る説明の実施でございます。冒頭でも、また先ほども山中委員長からも、分かりやすい説明を心がけていただけるということでございました。とかく原発に対する規制、安全対策は、一般の方には理解し難い、難しい専門的な内容になっています。厳しい規制基準に適合しているからといって、100%の安全があるわけではございませんので、自然災害やプラントの安全に対して、どのような観点で、どのような審査を行っているかについて、今後も自治体、住民に対して、分かりやすい説明・発信をしていただくようお願いいたします。

最後に、島根原発2号機の審査において着目した点等について、お尋ねをいたします。冒頭のほうでも、視察されたコメントがございましたけれども、特に着目をされた点、また他の地域にはない特色等があれば、教えていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○山中委員長 貴重な御質問、コメントありがとうございます。

まず、能登半島地震の影響について、変圧器の故障等について触れていただいたところでございます。能登半島地震の影響で、志賀原子力発電所は、変圧器の油漏れが生じました。これは外部の電路の鉄塔と同じく、発電所内の変圧器については、私ども、安全上の重要な設備とは見なさず、外部電源が喪失した場合には、非常用電源、あるいは可搬型電源によって原子炉の冷却と閉じ込めが可能なように、新規制基準では要求しているところでございます。

したがって、今回の志賀原子力発電所で生じたような変圧器の油漏れ、あるいは故障というのは、安全上重要なものであるという認識はしておりませんが、やはり堅牢なものに越したことはないと考えております。

本日午前中、島根原子力発電所を視察させていただいた折に、中国電力では、耐震性が高い変圧器を含めた開閉所というものの設置を自主的にされております。我々は新規制基準で求めているわけではございませんけれども、そういった努力も中国電力、されているところであると考えておりますし、現場を見させていただいて、非常にコンパクトな開閉所であり、変圧器についても、しっかりと地盤に固定をされているというのを確認させていただきました。

また、先ほどから度々御指摘をいただいている中国電力の様々なトラブル、あるいは不

祥事について、中国電力の資質を問われるようなコメントをされていたかと理解をしております。中国電力の安全、あるいはセキュリティに対する取組、これが改善できるように、今後も引き続き検査の中で確認してまいりたいと思いますけれども、保安規定の審査の中で、情報共有ですとか、あるいはリスクの管理、これがしっかりできるような体制、あるいは取組になっているということは確認はしておりますけれども、今後その体制がきちっと機能しているかどうか、あるいは取組が機能しているかどうかについては、日々の検査の中で確認してまいりたいと思っております。

それから、私が答えさせていただきたいと思っておりますのは、分かりやすい説明を今後とも御要望になっておられたところでございますけれども、実は私、2年前に就任した折に、大事な項目として三つ挙げさせていただいたのですが、職員に対して、情報発信と分かりやすい説明、あるいは様々な関係者との意見交換を進めるように指示をしたところがございます。日々、審査や検査の中で用いる書類、これは技術的に非常に分かりにくい内容のものが多く含まれますけれども、その点については、できるだけ分かりやすいコンパクトな資料を用意して外部に発表するよという指示をしているところで、ようやく一部資料が整いつつあるところかと理解をしております。

今後も努力はしてまいりたいと思っておりますし、今般の能登半島地震の際には、SNSでの情報発信というのは、非常に有用であったと理解をしております。非常にたくさんアクセスをいただいて、高評価をいただいたところがございます。今後もトラブルが生じたときだけではなくて、様々な折にSNSの活用というのは積極的に行ってまいりたいと思っております。

また、今般の能登半島地震の情報発信の仕方について、ホームページが分かりづらいという御指摘を1月中に各所からいただきました。この点については、もう即座に2月初めに対応させていただきまして、ホームページのできるだけ分かりやすい部分で、能登半島の志賀原子力発電所の状況が分かるような改善も努めてきているところがございます。

御指摘いただいたように、やはり市民の方に分かりやすい情報を規制当局として発信をしてまいりたいと思っておりますし、また、自治体の皆さんにお役に立てるような資料を提供することができればと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

屋内退避についての検討状況について、あるいは今後の検討について、伴委員のほうから少し御紹介いただければと思っております。

○伴委員 屋内退避の件、御指摘をいただきましてありがとうございます。

先ほど来、申しておりますけれども、現在検討を続けておりますので、その議論の過程、それから結論がしっかり皆様に伝わるようにしていきたいと思っております。

それから、ほかの件についても、ちょっと二、三コメントを追加したいのですが、能登半島地震のときの変圧器が壊れたという件に関して、私は委員会の中で指摘をしたのですが、けれども、そもそも地震等で、例えば送電線が切れてしまって外部から受電ができないという状況は、これはもともと現在の基準の中では想定はしている。ただ、原子力施設のサイトの中のことが原因で受電ができないという事態は想定していなかったのではないかと。だから、その点の考えを整理する必要があるのではないかとという指摘をしました。ただ、それについては、委員の中で議論をして、結局、原因が中にあるか、外にあるかといっても、受電できないという状況を想定した対処をしているので、仮に変圧器の信頼性を上げたとしても、それによって何か事故時のリスクを下げることにはならないから、それは従来の考えを変える必要はないだろうという結論に至っております。

ただ、一方で電力業界の中では、やはりこういったことが起きたので、そういった変圧器の信頼性、耐震性を上げるべきではないかという検討は、自主的になさっていると聞いていますので、それはそれで、多分改善がなされるのではないかと考えております。

それから、分かりやすい説明ということですが、これは実はもう、ずっと我々にとっての課題になっています。山中委員長が先ほど説明しましたように、まず専門用語がたくさんあって分かりにくいということですので、それに関して1枚程度の資料で説明できるような簡単な資料を今できるだけ用意しているところですが、ただそれも結局、事実をこちらとしては皆さんにお示ししているだけで、その背景にある、なぜそうなのか、なぜそういう風になっているのかというところをなかなかまだお伝えできていない。それをどういう風にお伝えしていくかというのが今後の課題であろうとは思っています。

○山中委員長 いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、次に、安来市の田中市長、お願いをいたします。

○田中市長（安来市） 安来市、田中でございます。

山中委員長さん、伴委員におかれましては、本日このような機会を作っていただきまして、ありがとうございます。

私は、今それぞれの市から、また県からいろいろ御発言がございまして、重複しますが、まずその前に、私は、議員生活15年やっております、ちょうど就任6年目に東

日本大震災が発生いたしました。そして、約1年後でしたけれども、Jヴィレッジから入らせていただきまして、議員団で、そのときは国会議員さんの同行があればということで、線量計を持ちながらずっと見させていただきました。事故があった原発には入らせていただけませんでしたけれども、その近くまでは行かせていただきまして、悲惨な状況を見てきました。当然、大地震と大津波の被害でありまして、その日、一番ぱっと思ったのが、こういうことがあったら大変だなということでした。その状況は、皆さん方、報道等で御存じですが、一番驚いたのは、牛が放牧場のようにになっている状況でして、本当に車に向かってくるような、そういった状況でありましたし、ひとたび事故が起これば、こういう状況なんだということを目の当たりにしたことも覚えております。

その後、議会としてもずっと、毎年、その後10年間、議員をしておりましたけれども、毎年のように中電さんから御案内いただいて、北は六ヶ所村のリサイクル施設、二度、三度行きましたし、それから、南は川内原発まで、稼働中であつたり、それから廃炉の状況、クリアランスを含めて、つぶさに何度も見てまいりました。ですから、非常に大変な状況があつてはならないことも分かっておりますし、一番思い出すのは、就任間もなく、中国電力の原子力発電所3号機がほぼ完成したんだということで、93%だと言われましたけれども、全部完成して、あとは認可を待つだけというときに行きましたけれども、その明くる年にこういった災害がありまして、非常にいろんな複雑な思いがございまして、あれなんですけど。

私の意見としては、これから申し上げますけど、用意してまいりましたので、重複しませんが、本市は、ちょうどUPZ内に暮らす人が3万1,000人ございます。これは全市の人口のおよそ9割に当たる人口がUPZ内に居住しております。ひとたび先ほどのような原子力災害が発生いたしますと、事故の進展次第で、市内のほとんどの方に対して、屋内退避とか避難ということをお願いすることになるわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、私からは以下2点をお願いさせていただきます。

まず、島根原発に係る厳格な審査及び検査の実施と審査状況に関する適切な情報公開をお願いすることでございます。島根原発2号機につきましては、新規制基準に基づいて厳格な審査を経て、令和3年9月に設置変更許可が出され、本市といたしましても、議会や、そしてまた安全対策協議会などの意見を踏まえて慎重に判断した結果を県と周辺自治体との間で結んでおります覚書に基づきまして、知事に対しまして、了解する旨を回答したところでございます。

今後、再稼働に向けましては、安全対策工事の完了後に使用前の検査などが行われて、工事計画との適合性などについて、規制委員会で確認されることと思っておりますけれども、先ほど来、話がございますように、能登半島地震を受けまして、原発に対する市民の不安の声は一層増しておると感じておるこの頃でございます。原発の稼働に対しては、否定的な御意見もあるというふうに思っております。

こうした中で、再稼働の了解について判断したことは、我々周辺自治体にとりましても、市民の安全・安心を守るという点において、大きな重責を担っているということを御理解いただきたいと思います。

今後の審査や検査の実施に当たりましては、引き続き厳しく行っていただきますようお願い申し上げます。

また、島根原発におきましては、これまで先ほど来お話がございましたように、度々不適切な事案が発生しておりまして、その都度、本市からも再発防止の徹底などを求めてまいりました。市民から見れば、こうした事案の発生一つ一つが原発での重大事故につながるのではないかと不安につながりますので、このことにつきましても、規制委員会におきまして、指導や監督をこれまで以上に徹底していただきたいと思います。強くお願い申し上げます。

重ねてにはなりますけれども、原発の稼働につきましても、多くの方が強い関心を持っておられることを改めて御理解いただきまして、市民の不安を払拭するためにも、引き続き厳正な審査や指導を行っていただくとともに、審査状況などにつきましても、丁寧に分かりやすく情報公開を行っていただくことをお願い申し上げます。

2点目でございますが、度々重複申し上げますけれども、屋内退避に関する検討と避難の実効性向上についてでございます。

現在、国においては、屋内退避の対象範囲や継続期間などに関する検討を進めていただいていることは承知をしております。冒頭申し上げましたように、本市の多くの市民がUPZ内に暮らしておりまして、仮に屋内退避となった場合は、市民にとって相当の心理的、肉体的な負担を強いられることになりまして、その影響は計り知れません。検討に当たっては、あらゆる事態や被害を想定していただき、効率的で実効性のある運用となるよう、政府一体となって検討を進めていただきたいと思います。思っております。

屋内退避や住民避難等の実効性向上につきましても、不断の取組を進めていただくことをお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。貴重なコメント、御指摘をいただいたかと思いません。

まず、一つ目でございますけれども、厳格な審査、検査を今後も規制委員会には続けてほしいという御意見だったかと思えますし、この点についてはもう、厳正な審査・検査については、引き続き我々の責務として続けていくということは、お約束をさせていただきたいと思えますし、また、情報公開については、セキュリティの情報以外の情報について、審査・検査の情報は全て公開をしておりますので、この点については御理解をいただき、今後も住民目線でいろんな御意見をいただければと思えます。

2点目の屋内退避の実効性、あるいは避難の有効性について、これは伴委員のほうから少しお答えいただければと思えます。

○伴委員 繰り返しになるかもしれませんが、それについては、今検討を進めている段階でございます。市長が御指摘になったように、もし本当に屋内退避、あるいは避難をお願いすることになると、これは住民の心理的負担だけではなくて、本当に身体的負担も相当大きなものになります。それ自体が、場合によっては高齢者ですとか、そういった方たちにとっては大きなリスクになり得るので、そういったことも念頭に置きながら、できるだけ皆さんの負担を最小限にとどめつつ、屋内退避の効果を最大限発揮するためにはどうしたらいいのかという観点から検討を進めてまいりたいと思えます。

○田中市長（安来市） 私は冒頭申し上げましたけれども、悲惨な状況を目の当たりにしております、そのときに言われたことは、今後、子どもを作る可能性のある男女は駄目だと言われて、目に見えないものはそれだけあるんだということを実感しております。ですから、風向きによっては、どちらに風が吹くかということもだんだんと分かりますので、そういうことを市民は考えながら、心理的に負担を強いられておるということも御理解いただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○山中委員長 様々な意見を持たれている市民がおられるということは、十分理解をいたしますし、屋内退避等、防災について我々の検討しなければならないことは、誠実に今後も検討してまいりたいと思えます。今後ともよろしく御指導のほどお願いをいたしたいと思えます。

続きまして、雲南市の石飛市長、お願いをいたします。

○石飛市長（雲南市） 雲南市長の石飛でございます。

本日は、このような機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。

この雲南市でございますが、UPZ圏内に4町15地区、約2万8,000人の住民の方が暮らしておられる、そういった地域でございます。

私ども雲南市のほうは、さきの大戦中に長崎で被爆されながらも医療を続けられた永井隆博士のふるさとということで、そうした平和活動、平和教育、そうしたものに努めておるところでございますが。そうした中で、核兵器と原子力発電所は同じものではございませんけれども、大変に住民の皆様方の関心が高い。そうした中で、条例において、将来的に原子力発電に頼らない社会を目指す、そのように規定をしながら動いている、そうした地域でもございますので、この島根原子力発電所が安全に稼働するかどうかということについては、住民の方々が本当に非常に関心が高い、そうした事案であるというふうに認識しております。

先ほど、知事及び各市長からもございましたので、コメントを求めるものではございませんけれども、能登半島地震に係る分析・検討等を通じて、地震に限らず、新たな知見等が得られたときには適切に反映されること。そして屋内退避につきましては、複合災害時に起きる有効性を上げる現実的な運用を検討いただきますとともに、自治体はもとより、市民にも分かりやすい説明ができるよう御検討を行っていただきたいこと、併せて再稼働に向けて、使用前確認や規制検査など厳格に行っていただくとともに、中国電力の安全文化につきましても厳格に対応していただきたい。その3点につきましても、私からもお願いをさせていただきたいと思っております。

今後とも安全対策に万全を期していただくように、重ねてお願いをさせていただきます。

それでは、雲南市からは、2点の要望と意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、セキュリティの面から、審査情報や資料等による説明が難しい特定重大事故等対処施設につきまして、これについて、市民の方にも分かりやすく説明ができる資料などの御提供を御検討いただければと考えております。

2点目でございますが、発電用の原子炉でございますが、これまで運転開始から最長60年という運転期間の制限がございましたが、これが運転開始から停止期間を除いた60年の運転という形で規制が変わったところでございます。この高経年化した原子炉の規制につきましても、その考え方や、あるいは安全性の保障について、市民が理解しやすい資料等の検討を併せてお願いしたいと思っております。

私からの御提案は以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。貴重なコメントと御要望をいただいたかと思いません。

まず、特定重大事故等対処施設について、分かりやすい説明を資料として御希望になったかと思えます。この特定事故等対処施設、非常に分かりづらい名称でございますけれども、故意の航空機落下を含めましたテロに対応するための頑健な設備でございます。幾つか水源ですとか、電源ですとか、あるいは特別な制御室ですとか、通常の発電所に加えて、いわゆる強力な施設として用意をされている施設でございます。この点については、セキュリティ上、全てを公開するわけにはいきませんが、できれば事務所のほうから、本庁で用意した分かりやすい資料をお手元に届けられればと思っております。

一方、テロに対する対応施設として作られたものではございますけれども、これは重大事故等の発生時には、当然バックアップの施設として有効に働く施設でございますので、これについて、市民の皆さんに御理解をいただくということは、非常に大切なことでございますので、この点については、事務所を通じて資料を御提供させていただければと思っております。

2点目、これも分かりやすい説明をとということでございました。昨年、法律の改正を行いまして、来年の6月から施行ということになりますけれども、原子力発電所を運転開始後30年以降、運転しようとする場合には、まず、それから10年以内に関する安全に原子炉が運転できるということを計画した、あるいはデータに基づいた安全についての長期施設管理計画と呼ばれる文書を提出していただいて、各年ごと、具体的には、30年にまず第1回目、10年以内ごと、40年、50年、60年ということで認可を受けて、初めて以降10年運転ができるという、そういう新しい制度が来年より施行されます。

島根原子力発電所については、30年目の高経年化技術評価、旧制度での認可は既に行っているところでございますけれども、新制度に基づいた申請を改めて提出をしていただいて審査をした後、30年から10年以内まで運転が認められるという、そういうことになろうかと思えます。

この点についても、今分かりやすい資料を準備しているところでございますけれども、できればお手元にその資料をお渡しできるよう、事務所を通じて連絡をさせていただきたいと思えます。

○石飛市長（雲南市） ありがとうございます。

当然いろいろな試験があつて、あるいはその都度、都度の審査があつて、安全性を確保

しながら進めていくという、この点については理解しているつもりでございますけれども、その上限を延ばされたということについての考え方ですね。そこについては、まだ十分理解ができていない部分もございますので、何とぞよろしく願いいたします。

○山中委員長 お手元に資料届くようにいたしますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○伴委員 その件について、少し補足したいのですけれども。

ルールが変わったということで、上限が撤廃されたとか、延びたとか、どうしてもそういったところばかりが強調されるのですけれども、それ以前から、この問題は議論があって、逆に40年なら40年、あるいは60年なら60年と限る根拠はどこにあるのかという話になって、原子炉を動かすことによって生じる劣化と動かさなくても進む劣化があるだろう。じゃあ、それぞれについて何年ぐらいが妥当なのか線を引いてくれということをお我々は実は求められました。議論をした結果、それはできないという結論になりました。それはやっぱり個別の事情があるので、プラント個々によって違うと。個別のプラントごとに評価しなければいけないので、それを見ていくべきだろうと、それが科学的、技術的に妥当な方法であろうという結論を出したわけですね。ただ、劣化だけではなくて、例えばサプライチェーンの問題で部品が手に入らなくなっちゃうかもしれないとか、あるいは設計が変わっていったときに、古い設計と新しい設計のものって、それって一緒なのという話も出てきたりするので、そういった古くなることによるデメリットといいますか、それをきちんと整理した上で、それぞれ丁寧に評価した上で、なお運転を続けるだけの安全裕度があるかどうかというのを評価していくべきではないかという方向で、今なお制度を整備しているところでございます。

○山中委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に、鳥取県の平井知事からお願いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○平井知事（鳥取県） 本日は、山中委員長様、また伴委員、さらには中野所長初め、原子力規制委員会、規制庁の皆様にごこの場を設営していただきまして、本当にありがとうございました。また、日頃この問題に一生懸命取り組んでおられる丸山知事、また上定市長を初め、立地の皆様にご高く敬意を表させていただきたいと思っておりますし、中川社長初め、今日は中国電力にも御同席をいただきました。皆様の様々御協力いただきながら、周辺地域ですけれども、鳥取県もその対策を進めているところであり、今日はなかなかない機会で

すので、また御理解をいただければありがたいなと思います。

伴委員におかれましては、このたび福島事故以来、向き合うこととなった鳥取大学の医学部附属病院のほうの御指導までいただきまして、本当にありがとうございました。

併せて冒頭、このたび被災されました豪雨災害につきまして、飯塚市長、上定市長また丸山知事初め、被災された皆様、特に日御碕の皆様にお見舞い申し上げたいと思いますし、何かあれば、隣県ですぐにまた応援もさせていただきますので、お含みおきをいただければありがたいというふうに思います。

災難に逢う時節には災難に逢うがよく候。是はこれ災難を逃るる妙法にて候。有名な言葉です。良寛和尚の言葉として伝えられています。これは1828年（文政11年）の11月12日の今、朝の連続テレビ小説で話題の三条での地震、これの被害に遭って、その経験を述べたものだというふうに使われています。分かりにくい言葉なんですけども、災難にしっかりと向き合わなきゃいけないと。これこそが災難を逃れる妙法なのだというふうに、体験的に良寛和尚はおっしゃっているというふうに伝えられております。

良寛和尚、出たのが出雲崎町でございます。あそこは大国主命が佐渡へ遠征するときに立ち寄ったというふうにも言われているところであり、今も石井神社にそのいわれがあります。日本海側でも地震が起こるんです。津波があるんです。それは今に始まったことではなくて、そういう良寛和尚が昔から、私たちは経験しています。鳥取県でも中部地震があり、西部地震があり、最近もそういう地震がありましたし、戦争中には鳥取大地震がございました。

こういうような災害が起こるものだというふうに前提に置かなければならないのに、意外に日本海側にやっぱり原発が立地してきているのはなぜなのでしょう。そうであれば、私たちにそれ相応の安全というものを国が保障すべきだと思います。私たちは周辺でありまして、なかなかこの原子力安全対策にコミットすることは、実は制度上許されていませんでした。ただ、山陰におきましては、島根県さんと鳥取県と一緒にやろうというふうに、福島原発直後から私たちは話し合いました、他の地域には、多分比類ないことだと思いますが、例えばモニタリングネットワークを初め、我々は一つのゾーンとして一緒に安全対策をやろうと。避難訓練も合同でやっている。そういう土地柄であります。ただ、周辺なので、なかなか住民の皆様や議会との対話、困難なところも正直あります。実はあんまりメリットがありません、はっきり申し上げて。ただ、災難があったときに大変なことになるかもしれないという責任だけが国の法律で定められています。

今日は中川社長お見えになっておられまして、中川社長も我々周辺のときのこういう対話にはあまり出てこられることはありません。今日はせっかくの機会なので、周辺の考え方というのもぜひ聞いていただければありがたいというふうに思います。

私たちが今、2回ほど、あの後、議会を経験しました。能登半島地震以来です。それで、みんなが不安に思っていることを率直に申し上げて、できれば山中委員長が先ほどおっしゃっているように、率直に我々住民に対してお話をして頂いたり、文書を是非出して頂く必要もあるんじゃないかと思います。例えば、先ほども御説明ありました宍道断層と、それから鳥取沖断層、これが連動するかどうか。我々も原子力の専門家、地震の専門家にお伺いして、それはないというふうにはお伺いをしています。ただ、能登半島の地震が150kmの断層という想定以上に多くの断層が動いたんじゃないかというふうにも言われていて、さらには富山のほうでも断層が動いたんじゃないか。だからこそ富山で割と早く津波が来ている可能性もある。そのようなことすら言われていて、地元として、やっぱり不安を生じているのは事実です。ですから、改めてこの段階で、連動は絶対ありませんと。それで今、確かに我々調査した、かつてのレポートに基づいて安全の審査をした。それは今でも有効だとおっしゃるのであれば、それを具体的に教えていただきたいということです。

先ほど、伴先生のほうからもお話ありました変圧器の問題。耐震化するのに越したことはないけれども、これがなくても十分配電ができるはずだと。その辺は、実は地元で分かりにくいです。特に周辺の場合、やっぱり壊れるんだなというふうにしか思わない。また、このたびはプールがあふれたということも報道されています。こういうことは本当に想定されていたんですかと、志賀原発ですね。されていたとすれば、それはもう既に想定範囲内であるので安心してくださいとおっしゃるのであれば、我々にも改めてそういう話をしていただかないと、今、重要な時期を迎えていると、先ほど中川社長もおっしゃったので、そうであれば、そういうタイミングに来ていると思います。

また、二つ目に、先ほどのモニタリングのお話などなんですけども、今回、実は丸山知事と一緒にしまして、我々、モニタリングネットワーク作っていますけど、このたびの能登半島地震で結局、通信の不具合などが生じたらしくて、実はいまうまく稼働していなかったというんですね。これ、先生方、どう考えるのか。それについて、実は鳥取側はそこそこ措置している機材もあるんですけども、その辺をどう評価されておられて、あるいは国として今後どういうふうに、バックアップをしてでもそういうモニタリングということをして

やっていくのか。プルームの予想をしないということになれば、これが絶対条件だと思います。ぜひそのこともお考えをいただければありがたいというふうに思います。

また、屋内退避のお話は、先ほど来のお話でよく理解をした面もごさいます。伴委員が非常に客観的に、まずO I Lがどうなるかということはあるんですけども、どういうタイミングで早くやらなきゃいけないのか、遅めてもいいのか、また、実際解除の時期はどうかというのを考えるというお話がありました。ぜひ解明をしていただきたいと思いますが、私ども、今、これから原発が動くかもしれないという時期ですので、できれば早くそのことを教えていただくのが我々としては非常にありがたいというふうに率直に思います。

それで、それに関連して申し上げますと、実は屋内退避だけでなく、例えば今回は避難路が通れなくなった。倒壊家屋、あるいは土砂災害、いろんなことがある。そのようなことと、実はいろんなことが連動するわけですよ。地形も違いますし、それから原発からの距離だとか風向きも違います。山陰では、例えば黄砂が来る。それから、冬はものすごく冷たい風、北風が吹くわけで、大概西から強い風が吹くんですね。ですから、鳥取県側は、かねてから非常に懸念を持っているのがこの問題でございまして。そのような地形なのがどういう風にこれは評価されて、先生方のほうで、そういう屋内退避を命じる時期だとかあり得るのかということですね。実はそういうタイミングが、我々の避難計画を作っているんですけども、それを発動するのと非常に密接にリンクするんです。O I Lをどういうふうに考えるかということもあるんですが、政府がそこを命令することになっていまして、実は我々はブラックボックス的に、政府が命じられれば、我々はこの対応を取りますという計画の作り方になっているんですけど。そのタイミングというのが、実は、例えば交通整理であるとか、モニタリングの実施であるだとか、また、いろいろと避難させるための事前準備などにも影響するので、ぜひそういう意味で、もっと具体的にその辺を教えていただけると、我々も実務として非常にありがたいということでもあります。

それで、先ほど申しましたが、いろいろと情報提供など、ぜひ今日の結果も、例えば議事録でも結構かもしれませんが、文書でいただくとありがたいです。我々も議会だとか住民の皆様の説明するときに、こういう風に言っていましたよと記憶たどってしゃべるよりも、やっぱり資料を見せて皆さんに納得していただく、説得するということが大切だと思います。その際に、例えば断層の連動がどうかということで、我々は住民に近い立場からいうと、イエスかノーかということをもまず結論として教えていただいて、それを率直に

一つのオーソリティとして、専門家の先生方の率直な考えを教えていただけるとありがたいと思います。

また、周辺地域、どうしても財政的には厳しいところがありまして、政府全体としても財政上の配慮を、これは島根側の周辺もあると思いますが、お願いを申し上げたいと思います。

○山中委員長 非常に貴重な御意見、御要望いただいたと思います。

まず、今日いただいた御質問やコメントに対して、文書で回答させていただくというのは、もちろん可能でございますし、それはぜひ御提出をさせていただきたいと思います。

まず、能登半島地震の影響でございますけれども、これはもう能登半島地震が起きる前から断層の連動については、かなり詳細に調査をし、分析をし、評価をしてきたところでございます。特に島根原子力発電所については、宍道断層、あるいは海上にありますFK断層についての連動については、詳細な分析を加えて結論を出したところでございます。この点についての御説明の文書は、改めて提出させていただくことはできるかと思っておりますし、できれば分かりやすい資料も添付をした上で御提出させていただけるかなと思っております。

また、能登半島地震の際に、志賀原子力発電所で変圧器の油漏れですとか、あるいはプールからの水漏れについて生じたということで、一般の住民の方、やはり原子力発電所を近くにお持ちの方、御心配になったのじゃないかなと、これは理解できるところでございます。

変圧器の故障については、これは外部の電路の鉄塔と同じような扱いとして、安全に重要である施設としては、新規基準としては扱ってございません。壊れることを想定して、壊れても原子炉の止める、冷やす、閉じ込めるの機能が維持できるような設備の要求を事業者に行っているところでございますし、島根原子力発電所の2号炉も、そのような要求をして、そのような設備を整えていただいているところでございます。

一方、プールからの水漏れでございますけれども、どうしても少量の水漏れは、地震によってプールの水が漏れるということは生じます。スロッシングと呼ばれる現象でございますけれども、今回も少量ではございますけれども、水漏れが生じておりました。ただし、プール、使用済燃料が入っておりますので、冷却ができなくなるということは決してあってはなりませんし、冷却が維持できているかどうかということは、もう直後に確認をさせていただいて、特段安全上の問題はないということを判断したところでございます。

また、今回津波も生じましたですけれども、志賀原子力発電所に安全上の懸念があるような津波の影響はなかったと理解をしております。

一方、二つ目のコメント、御意見でございますけれども、今回地震でモニタリングポストの欠測が生じました。特に、通信の問題で20か所程度のモニタリングポストが欠測はいたしましたけれども、発電所から15km圏内のモニタリングポストは正常に作動をしておりましたし、万が一、今回複合災害が生じたとしても、放射性物質の放出等についてのモニタリングが十分できる状態であったというふうには考えておりますけれども、万が一、今回以上の災害が生じた場合には、航空機ですとか、あるいはドローンによるモニタリングということも考えております。ただ、やはり今回の教訓として、電源の強化ですとか、あるいは通信手段の強化、多様性ということについては、今後も改善してまいらないといけない問題と考えておりますし。実は、試験的に島根県で、非常に低容量で広範囲の通信ができるようなシステムの試験を今させていただいているという報告を受けております。そういった新しい方法も運用するということも考えておりますけれども、信頼性の向上については、これも避難に直結する重要な問題でございますので、規制委員会として責任を持って取り組んでまいりたいと思っております。

3番目の屋内退避、あるいは避難路の問題等について、伴委員から少しお答えいただければと思います。

○伴委員 その前に、今のモニタリングの件について、ちょっと補足をしたいのですけれども。山中委員長が申し上げたとおりですが、能登のときには、結果的に通信障害が原因でしたけれども、幾つかのモニタリングポストが欠測してしまったということで、そのことが分かった時点で、すぐに航空機モニタリングが必要であれば開始できるように、スタンバイはしておりました。それから、通常我々が考えるやり方としては、まず、あるモニタリングポストが欠測したときには、そこへ別の代替となる可搬型のポストを持って置いておくということが第一選択になります。それができない場合には、車で移動するということがあります。車で移動しながら測るということもできます。それから航空機モニタリングという手段もありますし、最近ではドローンということもありますし、先ほど言いましたLPWAという、ごく限られた範囲の通信しかできないんですけれども、そういったものをたくさんばらまくことで、ネットワークを形成して通信を確立するというような技術も試しているところであります。

いずれにしても、一通りの方法に頼るのではなくて、二の矢三の矢をすぐに発すること

ができるようにしておくことが大事だと思っておりますので、規制庁の担当者には、とにかく新しい技術を常に追求しろということを私は言っております。そして、その中で使えるものはすぐに使えるようにしろというふうに指示をしておりますので、引き続きそれは続けてまいりたいと思っております。

それから、屋内退避、それから避難の問題で、これは実には的を射た御指摘で、いろんなことが連動するんだと。本当にそのとおりです。取りあえず原子力災害対策指針は、原子力施設で事故が起きたときに、そこから大量の放射性物質が放出されるとしたら、それに対して放射線被ばくをできるだけ少なくするために、どういう対応を取るかということを整理したものです。ただ、複合災害のときには、放射線だけではなくて、様々なほかに有害なものが、私たち、ハザードといいますけれども、ハザードが存在するわけですね。地震そのものもそうですし、津波もそうですし、場合によっては感染症がまん延していれば、それもやはりハザードになるわけです。

そういった様々なハザードが同時に襲ってくる中で、どういうふうにリソースを配分するのかというのは、本当に地元としてはものすごく難しい決断だろうと思います。ですから、その意味で、今、屋内退避の検討チームで議論しているのは、屋内退避というだけではなくて、本当にそれがもう必要ないのだったら、早い段階で必要ないというふうに言ってさしあげることが一番大事だろうというふうに思っています。

いずれにしても、大事なことは避難できるか、屋内退避できるかではなくて、命を守る、どうやって身を守るかということですから、そこにリソースが最適な配置がなされるように全てを連動させることが大事なんだと思っております。

その観点から、政府が一方的に要請して、地元はブラックボックス的に対応せざるを得ないと、本当にそのとおりだと思います。ですから、先ほども申しましたけれども、屋内退避の検討チームは、単に結論を出すだけではなくて、そこでどういう議論があったのかということも併せて見ていただきたいと思っております。それで、もしかすると結論としては、今の減災指針が言っていることとそんなに変わらないかもしれません。でも、そうだとすると、なぜそういう判断になったのか、なぜそういうふうにしていただこうと考えているのかということがお手元に伝わるようにしたいというふうに思っています。

○山中委員長 知事、いかがでございましょうか。

○平井知事（鳥取県） どうもありがとうございました。

特に、文書でお話をいただけるというのは、大変に我々としても助かるところでありま

す。

また、今おっしゃったモニタリングの問題、伴先生のほうからも話がありましたが、周辺ですけど、鳥取も自動車積載型とか可搬型を持っておりまして、そういうものと組み合わせながらやるようなプログラムを考えるのであれば、ぜひお示しをいただいて、調整させていただいてもいいのかなと思います。

いろんな、国だ、県だ、市町村だ、ではございません。命を守ることを我々は大事にしていくとすると、災害をどういうふうに協力しながらやっていくかだと思いますので、今後とも御指導いただければと思います。ぜひ両市長の、またいろいろと議会、住民から言われている話もありますので、この後聞いていただきたいと思います。

○山中委員長 ありがとうございます。

文書で資料を提出させていただく件は、御承知をいたしました。お約束させていただきたいと思います。

それでは、お待たせをいたしました。米子市の伊木市長、よろしく申し上げます。

○伊木市長（米子市） 私、米子市長でございますが、皆様からいろいろと御意見、御質問出て、その回答も今、先ほどいろいろと聞かせていただきました。その上で、一部重複はするんですけれども、結局どうなのかというところを聞かせていただきたいことが1点ございまして。

我々も鳥取県さんとともに、地域の様々な避難計画や地域防災計画などを作りながら、実際に避難訓練をしたりだとか、住民の皆様にご広報、いろいろ勉強会を開いたりだとかしているわけですが、今まではいろんな可能な想定をしながら、最終的には屋内退避、そして段階的避難とか、そういったことを住民の皆様と共有する活動をしてきたわけですが。このたびの1月1日の能登地震におきましては、まず、やっぱり周辺地域の道路が寸断をされている状況がありましたし、また家屋がかなり倒壊している状況もございました。やはり住民からいただく意見としては、これではいわゆる屋内退避が成立しないのじゃないか、できないのじゃないか。また段階避難に移ったとしても、道路が寸断して逃げていけないのではないかと。こうした中で、今の地域防災計画、避難計画につきましては、改正する必要はないのだろうか、そのままでいいのだろうかというところが最終的な結論としてお聞きしたいところなのです。

先ほど来、今の現時点においては、いわゆる審査基準も含めて、能登の地震を受けて変えてはいないけれども、新しい知見があれば、これは入れていくというお話でしたけれど

も。では、現時点においては、これは変える必要がないのか、あるいは、どういう知見の中でこれは変えていく可能性があるのかとか、その辺りをちょっと理由とともに教えていただきたいなと思います。

以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。

まず、能登半島地震での、やはり重要な教訓として、自然災害に対する備えというのは、さらに我々、しっかりとしてまいらなければならない。原子力複合災害が生じた場合には、やはり自然災害に対する備えと十分連携をした上で、まずは自然災害から命を守る行動を取っていただくとともに、屋内退避、あるいは予防的避難というのを実施していただくという必要があろうかと思います。

そのためにも、やはり今回の教訓として、防護施設のより充実と堅牢性をより上げていくということの必要性は強く感じたところでございます。

伴委員には、補足をしていただければと思います。

○伴委員 本当に能登の地震でやはり、先ほどおっしゃったように、道路が寸断した、あるいは家屋が倒壊してしまって、これでは避難も屋内退避もできないではないかというのは、本当に切実な住民の声だと思います。

ただ、やはり先ほど申しましたように、様々なハザードが同時に発生する中で、どうすればいいのか。最終的には、避難できるか、屋内退避できるかではなくて、どうやって身を守るかということですから、放射線被ばくに対する対策を取る以前に、家屋が倒れてしまって、その下敷きで死んでしまうリスクが高ければ、当然それを低減するような対策を取らなければいけない。道路が寸断されてしまって集落が孤立してしまうということは、もうそこで生きていくこと自体が、短期間だって難しくなるわけですから、そういう事態が発生することをまず防ぐことを考えなければいけない。だから、まず地震に対する対策、それが現状で不十分なのであれば、そこに手当をしなければいけない。これは当たり前といえば当たり前なのですけれども、その当たり前のことを追求するしかないのだろうと思います。

その上で、最終的にどうするか、その場、その場でできることをやっていくしかないのですけれども。一応、内閣府が能登の地震のときに、じゃあ、どれぐらい道路が損壊して孤立集落が発生したのかという検討は既にしておりまして、私が聞いている限りでは、確かにそういう集落が数か所できたのだけれども、例えば全く避難ができないような状況と

いうのは、極めて限定的であったというふうには聞いています。数箇所だからいいというつもりはないのですけれども、ちょっとイメージとして、やはり全部壊れてしまったんじゃないかというイメージが報道等から受け取ってしまうので、なかなかそこは難しいんですけれども、やはり冷静的に捉えて、各地域でもし弱点と思われるところがあるのならば、そこを対処していくということになろうかと思えます。

○伊木市長（米子市） ありがとうございます。

前段の地震そのものに対する対応、これは今、例えば家屋の耐震化率を上げる努力もしております、比較的米子市は高い水準で、これは推移しておりますけれども、これはこれでやっていきたいと思えます。

後段のほうの、伴委員さん言われましたように、能登の地震もよく観察してみれば、全部の建物が壊れたわけではないのだと。残った建物で、仮に屋内退避が必要だったらできるはずだということは想定できると思えます。また、道路も全てが寸断されたわけじゃなくて、例えば徒歩も含めれば、避難可能な部分はあるはずだということも、これも逆に想定として置きながら、屋内退避並びに段階的避難というものは、成立させることは可能だというふうに認識はいたしました。

もっと言うと、私たちの住んでいる米子市、これは境港さんも同じなのですが、弓ヶ浜半島の上にあります、これは砂の州と書いて砂州の状況にあるわけですね。つまり、崖地というのはほぼありませんでして。ですから、あそこまでの道路が寸断されるような状況は多分ないだろうと、私としては想定をしております、正直なところ。ただ、これをどこまで避難計画等に織り込むべきなのか、これはちょっと、よく議論はしたいと思えますけれども。要は、私たちはやっぱり、そういった具体的なこの地理、自分たちの地域の地形等に合わせて、こういう計画というのは具体的に作っていかなくちゃいけないので、ぜひそれも含めて、知見があればお知らせをまたいただければなというふうに思えます。それを一つ要望させていただきます。

以上です。

○山中委員長 現在、屋内退避について検討を進めているところでございますけれども、やはりもう少し広げて、いろんな御意見、あの検討の場では出ていると聞いておりますので、新しい知見、あるいは対策等ございましたら、また皆さんに分かりやすい形で提示をさせていただければと思えます。ありがとうございます。

大変お待たせいたしました。境港市の伊達市長、よろしくお願いいたします。

○伊達市長（境港市） 山中委員長、伴委員、よろしく願いをいたします。

最後になります。また重複する部分が多いですが、意見を述べさせていただきたいと思いますが。

境港市は、能登半島地震、1月1日の地震を受けて、2月には島根原子力発電所の環境安全対策協議会を開いて、地震・津波防災講演会も開きました。その後、5月には公民館が7か所ありますけれど、7地区で従来から毎年やっている原子力発電所の広域避難計画を説明しました。その際には、当然中国電力にも来ていただいて、能登半島地震を踏まえて、島根原子力発電所2号機がどんな影響を受けるのか、どんな状況なのかという説明もしていただきました。市民の方からは、今、平井知事からも言っていただきました、本当に志賀原子力発電所が使用済燃料プール、変圧器、外部電力に支障が出た。それと、地震についても150kmの断層の連動があった。ですから、うちは宍道断層と鳥取沖断層、連動しないかというような不安があって、今の新規制基準で認められた島根原子力発電所安全対策工事で本当に大丈夫なのかというのが市民の率直な気持ちであります。

住民避難についても、家屋の屋内退避、耐震化がまだできていない家屋もあります。道路はもう、地震が起きたときには液状化もしていますので、鳥取県西部地震でも、我々は経験していますので、そういう二度目のまた大きな地震が来たら、道路はどうなるんだというような市民からの不安もあります。

今、山中委員長と伴委員から、お答えを皆さんの質問から聞いて、安心している部分は非常にあるわけですが、知事が申しましたように、しっかりと文書で、4月に我々は3者で規制委員会のほうにも能登半島地震を踏まえて照会をかけています。きちんと文書で回答していただければ、我々も市民に対して十分な説明はできると思います。

我々自治体は、当然、市民の不安を安心に変えるということが不断の努力をしないといけないところであります。能登半島地震を受けて、そういう市民の不安をしっかりと安心に変えていくことに努めていかなければなりませんので、しっかりとした山中委員長の文書が返ってくると、また市民の方にも、議会のほうにも伝えるのではなく、我々は伝わる説明をきちんとしていますので、しっかりと市民に安心していただきたいと思いますので、その点、よろしく願いをいたします。

それと、モニタリングポストの点についても、これは住民がモニタリングポストの線量の測定値によって、屋内退避したり、避難したりする大事な施設であります。しっかりとその対策にも委員長から、強化する必要があると、電源、通信、それと多重、多様、きち

んとやるというふうに言われたので、心強く思っているところですけど、そういう点もしっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。強い御要望だと伺っておりました。非常に切実な御要望だと思います。

知事からも御要望ございましたけども、やはり宍道断層と他の断層との連動は本当にないかどうかということ、この点については、何度もお話をさせていただいておりますけれども、幾つかの手段を用いて分析をして、判断をしたところでございますので、その判断の結果については、文書の形でお示しする、ないしは資料でお渡しするということが可能だと考えております。回答させていただければと思います。

また、モニタリングポスト、これは非常に重要な施設でございます。今回の能登半島地震での大きな教訓として、やはりその強化・充実ということを進めてまいらないといけないということも十分肝に銘じて進めてまいりたいと思いますし、最先端の、これは伴委員から紹介ございましたけども、最先端の技術も取り入れて、多様性を図ってまいりたいと考えております。

伴委員、何か補足ございますか。

○伴委員 今、市長がおっしゃった、伝えるのではなく伝わる説明を、は非常に重たい言葉だと思いました。しかと受け止めたいと思います。

それで、皆さんのお話を伺っていて思ったのですが、やはり何かいろんなトラブルであったり、そういったことが起きたときに、それがどれぐらい重大なことなのかがなかなか分からないというのが住民の方々の不安の根底にあるのだらうなと思って、それを例えば我々専門家なら専門家の相場感といいますか、そういったものが伝わらないんだなということを改めて認識しましたので。先ほど申しましたけれども、事実だけではなく、なぜそれが大丈夫だと考えるのか、あるいは、なぜそれが重大だと考えるのか、そういったところが伝わる工夫をしていきたいと思います。

○伊達市長（境港市） ありがとうございます。

本当に5月の住民説明会の際にも、中国電力さんからきちんと説明をされるわけですけど、社長の前でちょっと言いにくいんですけど、住民の方は、中電さんの信用ならんというようなこともあって、やっぱり規制委員会のほうで、しっかりと文書で回答が来て伝わる説明があれば、私は住民の方は安心するというふうに思っています。よろしくお願

します。

○山中委員長 私ども、新規制基準に基づいて、科学的、技術的に厳正に審査を進めてまいってきております。適合性についての許可を我々は判断をした、その内容、特に今回能登半島地震の結果、連動ですとか、隆起ですとか、この点については、住民の皆さん、御心配の向きあるかと思いますので、規制委員会としての見解を、現時点での見解でございますけれども、文書の形で回答をさせていただければと思います。

まだ少々時間ございますけれども、今日御出席の皆様から御意見もしございましたら、頂戴したいと思っておりますけれども。

どうぞ。

○伊木市長（米子市） 一つだけ、先ほど来、分かりやすい説明ということで、これは我々も当然心がけて、お互い求めているものだというふうに認識しておりますが、よくこの新規制基準につきましては、世界で最も厳しい規制基準という形容がつくんですけれども。例えば分かりやすさの中に、諸外国ではこんなところまでチェックしていないけども、ここ、日本の規制基準ではこれもチェックしているんだよとか、何かそういった比較で分かるようなことってあるんでしょうか。つまり、世界で最も厳しい規制基準に合格しているから、我々としてもオーケーを出したんだみたいなことを、ちょっと我々も議会で答弁をすることがあるんですけども。その中身として、もう少しそれが、日本はここまでやっているけども、諸外国はこれぐらいのレベルでもちゃんと運用しているんだよねとか、何かそういうようなことが比較で分かるようなことがあると、ちょっと分かりやすいのかなと思ったりもしたものですから、ちょっと意見を申し上げてみました。特に回答を求めるものではございませんけれども。

○山中委員長 貴重なコメントだというふうに理解をいたします。

私ども規制委員会自身が、我々の規制は世界で最も厳しいということは、決して言わないようにいたしております。どこまで安全を追求しても、100%の安全はないということ肝に銘じて、我々、規制をしているつもりでございます。

ただ、世界に対して、我々が少し誇れるところがあるとすると、最初に述べさせていただいたバックフィット制度ではないかなと思っております。新しい科学的、技術的な知見があれば、すぐさまそれを規制基準に取り入れて、全ての原子力施設に当てはめ、適用していただくという、これはかなり厳しい制度でございます。今度の能登半島地震についても、新しい知見がございましたら、すぐさま規制基準に取り入れたいと思っておりますし、

当然、それは島根原子力発電所のみならず、日本全国の原子力発電所に適用することになると考えております。その点は我々、誇れるところかなと思っておりますし、これはやはり、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓の一つ、非常に大きな教訓の一つであり、継続的な安全性向上というのは、我々規制当局としての務めであると思っております。

○伴委員 例えば、プラントに要求する耐震性といいますか、地震に対する耐性、恐らくそれは世界で一番厳しいだろうとは思いますが、ただ、それは日本が地震国だからです。地震のない国で原子力発電所を作るのなら、そこまで要求する理由がないわけですよね。だから、それをもって世界一厳しい基準だと胸を張るのは、これはおかしいことだと思うのです。だから、その意味で、私たちは決してそういうフレーズは使わない。

ただ、一方で福島第一の事故があって、ああいうことを二度と起こしてはいけないということで、今の基準は作られましたので、そのときに諸外国はどうしているのかというのを本当につぶさに調べているわけです。そういう観点からは、諸外国の基準に見劣りのしないものを用意したということは言えるかと思えます。

○山中委員長 まだ少々時間ございますが。

どうぞ。

○丸山知事（島根県） これは規制委員会に対してということではないと思うんですが、当事者でもあるので申し上げますと、分かりやすい説明ということのもう一つの前提は、我々が聞かないと説明してくれないという、この説明姿勢が最大の問題だと思います。新聞で報道されて、恐らく新聞で報道されると、所管の委員会とか、いろんな委員会で役所は聞かれるので、国会で答弁されていると思えますけども、国会で答弁されている内容を我々に教えてもらえるわけではありません。一般国民向けにそこまでしなくていいということはあるかもしれませんが、立地地域に対して説明する姿勢として、原子力発電所の再稼働を政府が推進していないんだったら、それで構いませんけど、推進していてこんな説明姿勢というのは、真面目にやっているのかというレベルに近い。原子力規制委員会は原子力発電を推進する立場ではありませんので、資源エネルギー庁なり官邸の問題だと私は思いますが、新聞で報道されて、新聞の報道が一番紙に書かれたまともな報道で、新聞をずっと追っていないと分からないみたいなことだと、それは分かりようがないわけですね、日常生活をしている人からすると。ですので、能登半島地震が起きて、当然、原子力発電所は大丈夫かという話になっているという全体状況を踏まえて、こんな説明姿勢であるということ自体が、安全を確認した上で再稼働を進めるという政府の姿勢として、

全くもって矛盾しているということで、これは正直申し上げて、規制委員会の話ではないんですけども、規制委員会の所管事項と内閣府の原子力防災の所管事項と資源エネルギー庁が進めたいと思っていること、それをアウフヘーベンして、どうやって国民に説明していくのかということ、それを政府がちゃんと3頭立ての馬車をグリップしてやらないと、どうなっているんだろうねと我々が聞かなければいけないような、立地地域とか緊急時対応の対象になっているような地域がこんなことをやっているようでは、分かりやすい以前の問題で、説明姿勢として不十分なのではないかということ、せっかくお越しいただいている委員長に申し上げるのは大変恐縮なんですけれども、結果的にはそういうことになるんじゃないかと。分かりやすい説明ということは、その以前の問題として、聞かないと説明する気がないみたいなレベルの説明姿勢自体を改めていただきたいということが一番ではないかというふうに思います。回答を求めるものではありません。意見でございます。

それから、ついででございますが、資質の問題がありますので、いろんな問題を中国電力は起こされてきましたけども、資質を問われるからといっても、発生している問題を必ず公表するということは徹底していただきたいということでありまして、資質を問われるのでというのでいうと、日本人的にじゃないですが一般的に組織が行うのは、隠蔽に走りがちになります。それが一番悪い、それが一番反安全だというふうに思いますので、これまでの公表姿勢というのは私は評価をいたしておりますので、これまでと同じように、問題があった場合の早期の公表、それから改善ということの繰り返しは、ぜひとも中国電力様をお願いをしたいということ、この2点でございます。回答を求めるものではございません。

○山中委員長 ありがとうございます。

情報発信について、これは私どもにお答えできるとすると、原子力規制について、常に情報発信をしていくということと、地元の皆様と意見交換をするという、もうその二つに尽きるかなと思います。ただ、やはり技術的に難しい内容もございますので、それをいかに皆さんに分かりやすくお伝えをしていくのかということ、これは大事かなと思っておりますので、この辺は努力をしてまいりたいと思っております。

そのほか、もう時間がまいりましたね。ということで、いろんな貴重な御意見をいただきましたが、そろそろ時間になりました。全体を通じて、中国電力から何かございませうでしょうか。

○中川代表取締役社長（中国電力） ありがとうございます。

本日、様々な御意見をいただきました。これから島根原子力発電所の安全確保に向けまして、一層気を引き締めて努めてまいりたいと思います。

それから、現在、本年12月に再稼働の目標を置いて、様々な工事、検査を進めているところでございますが、決して工程ありきではなく、安全の確保を第一に慎重に進めてまいることをお約束いたします。

それから、本日原子力の安全文化について、様々な御意見をいただきました。過去の不適切事案で信頼性が下がっているということは十分認識しておりまして、これを信頼回復するというところに今、取り組んでいるところでございます。

その一つとして、新しい保安規定の中では、私、直属の安全文化を管理する組織をこのたび作りました。これは安全のルールをきちんと守られていることを監視し、それを公表していくということもあるんですが、やはりいろんな課題の中には、リソースを投入することで早期に解決できるものがあるんじゃないかと思っています。社長直轄の組織とすることで、即断即決で現場の悩みを解決できるところは、私としても十分努めてまいりたいと思っておりますので、今後も一層の理解、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山中委員長 ありがとうございました。

東京電力福島第一原子力発電所の教訓に基づきまして、原子力に100%の安全はないということを肝に銘じまして、独立性と中立性を堅持しながら、島根原子力発電所の新規制基準適合性審査を行ってまいりました。耐震・耐津波方針はもちろんのこと、重大事故対策についても慎重に審査を進めてまいりました。また私自身、現場を見て、規制についていろいろな判断をすることができたと思っております。

本日いただきました貴重な御意見を参考にしつつ、今後も過去の教訓を忘れることなく、規制業務に当たってまいりたいと考えております。関係者の皆様との意見交換、あるいは情報発信に力を入れますとともに、日々改善を続けながら、厳正な規制を行ってまいりたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。